

平成27年 2月 9日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長

いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について（通知）

このことについては、「北海道いじめの防止等に関する条例（以下、「条例」という。）」に基づき、取組をいただいているところですが、誠に残念ながら、過日、道立学校において重大事態に該当する事案が発生しました。

道教委では、条例に基づき、直ちに附属機関である「北海道いじめ問題審議会」に「いじめ調査部会」を設置し、事実関係に係る調査を行い、このたび、調査報告書を取りまとめ、知事に報告したところです。

本調査部会においては、当該生徒と他の生徒間の携帯電話等を利用したやり取りなどにおいて、複数のトラブルがあったことを確認し、結論として、それらの一部は「いじめ」に当たるものと判断するとともに、このたびの事案の発生の背景には、それらのいじめが関連しているものと判断しました。

今後は、本事案の課題を踏まえ、同様の事態が生じないように、より一層、いじめの未然防止等に取り組んでいく必要があります。

ついては、別添の「いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための重点事項」を踏まえ、いじめの未然防止等に向けた取組の一層の充実を図るようお願いします。

担当 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）  
TEL 011-231-4111  
内線 35-672  
直通 011-204-5755  
FAX 011-272-1234

## 「いじめの未然防止、早期発見・早期解消のための重点事項」

北海道教育委員会

### 1 いじめの未然防止

- ・ボランティア活動等の体験活動の充実や、人権教育及び道徳教育の推進等、豊かな心と感性を育む教育の充実を図り、児童生徒の社会性や規範意識の高揚に取り組むこと。
- ・児童会・生徒会活動や他校との交流活動の実施等、児童生徒が主体的に取り組むいじめの防止活動を推進すること。
- ・子ども会議やPTA研修会を通じた児童生徒や保護者への啓発等、児童生徒や保護者にいじめは絶対に許されないことへの理解を深める取組を推進すること。
- ・道教委が作成した子ども理解支援ツール「ほっと」の活用等、児童生徒の実態をきめ細かく把握しながら、よりよい人間関係を築く力の育成等、問題行動等の未然防止に向けた取組を推進すること。
- ・道教委が作成した「いじめ未然防止モデルプログラム」の活用等、学校の実態に応じたいじめの防止等に関するプログラムの開発に取り組むこと。

### 2 いじめの早期発見

- ・日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知すること。
- ・いじめに係るアンケート調査の前後等における定期的な教育相談の実施や、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の活用等、いじめの早期発見・早期対応に向けた児童生徒及び保護者への相談体制を充実すること。
- ・児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境を整え、実態把握やいじめの早期発見に取り組むため、ホームルーム活動や学校だよりの活用等、児童生徒や保護者に対し、学校のいじめに係る相談体制について周知すること。

### 3 いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上

- ・「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」、教育局の職員を活用した、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を計画的に実施するなどして、教職員のカウンセリング能力等の教育相談に関する資質能力や児童生徒を支援するための力量の向上を図ること。

### 4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットを通じ、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応すること。
- ・情報モラル等に係る指導計画や指導内容・指導方法の点検、見直し等、無料通話アプリやSNS等の不適正な利用、及びインターネットを通じて行われるいじめについての理解を深める指導を徹底するとともに、情報モラルや情報活用の実践力等の育成に関する教育の充実に取り組むこと。
- ・携帯電話やインターネット等の危険性の理解を深める保護者への啓発活動の実施等、学校と家庭が共通認識を持ってネットトラブルに対処できるよう連携を図ること。

- ・無料通話アプリやSNS等の不適正な利用、及びインターネットを通じて行われるいじめへの指導方法等の校内研修会を実施するなどして、インターネットを通じて行われるいじめに迅速かつ的確に対処する教職員の資質や能力を高めるとともに、ネットトラブルに関する相談体制や対応を検討する校内体制を整備すること。
  - ・道教委が実施した「中学生・高校生のインターネット利用実態調査」結果を参考にするなどして、児童生徒のインターネット利用に関する実態や依存傾向等を踏まえ、学校や家庭、地域が連携した指導の充実に取り組むこと。
- 5 いじめ問題の解決に向けた校内体制の構築
- ・いじめの疑いやいじめに結び付く可能性のある児童生徒間のトラブル等の情報については、教職員が一人で抱え込むことなく、組織で対応する意識の醸成を図ること。
  - ・授業時間や休み時間等における児童生徒の観察を強化するとともに、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、複数の教職員で的確に関わりを持てる体制を整備すること。
  - ・教職員が得たいじめの疑いやいじめに結び付く可能性のある児童生徒間のトラブル等の情報を集約するために連絡体制を整備するとともに、報告ルートの周知徹底を図ること。
  - ・過去にいじめを受けたり、いじめを行ったりした経験のある児童生徒の情報を集約し、関係学年団等との共有を図り対応すること。
  - ・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を確保するため、児童生徒の状況についての継続的な観察や見守りを行い、迅速に教育相談が実施できる組織体制を構築すること。
- 6 保護者への啓発活動
- ・保護者向けの啓発資料の活用やいじめの防止等に関するリーフレット等の活用等、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する保護者への啓発活動を進めること。
  - ・生徒指導研究協議会等への保護者の参加要請等、保護者を対象とした研修機会を積極的に活用し、家庭における規範意識等の育成を促すこと。
- 7 学校相互間の連携協力体制の整備及び関係機関等との連携等
- ・地域の生徒指導に関する連絡会議の活用の促進等、平素から地域の学校間において、いじめの問題等について情報を共有する機会を設けること。
  - ・いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の入学や進学、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎを適切に行うこと。
  - ・いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制整備を行うこと。
- 8 学校評価等
- ・教職員に関する評価の評価項目や観点の改善等、学校の教職員の評価において、日頃の生徒理解やいじめの防止等のための取組についての評価を適切に行うこと。
  - ・いじめの防止等のための取組に係る学校評価結果については、学校のホームページや学校通信等により公表するとともに、学校評価項目や観点を工夫し、評価の結果を踏まえ、いじめ根絶に向けた取組の改善・充実に取り組むこと。